

島根県老人福祉施設整備費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 県の交付する老人福祉施設整備費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の目的)

第2条 この補助金は、島根県内（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項の中核市を除く）において整備される老人福祉施設の施設整備に要する事業資金の円滑な調達を図り、その施設の適正な運営を確保し、もって老人福祉の増進に資することを目的として交付する。

(補助金交付の対象)

第3条 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

なお、第1号及び第2号において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の定員を増加するための整備を行うこと。
改築	以下のア又はイの要件を満たす既存施設について定員を増加させずに改築を行うこと。 ア 昭和56年5月31日までに着工された施設（旧耐震基準の施設） イ 以下の要件を全て満たすこと。 （ア）施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において30年を経過したもの （イ）「老朽民間社会福祉施設の整備について」（平成17年10月5日付け社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙2に定めるところにより算定して得た現存率が70%以下のもの
改修	既存の多床室からユニット型に転換するため、居室環境等の改善整備を行うこと。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下、「法」）第20条の4に規定する養護老人ホーム及び併設される老人ショートステイ用居室の施設整備
- (2) 法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（定員30人以上）及び併設される老人ショートステイ用居室の施設整備（ユニット型施設を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- (3) 平成22年3月15日付け厚生労働省発社援第0315第9号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」に基づき実施する施設整備事業

(再編を伴う補助金交付の対象)

第3条の2 前条の規定にかかわらず、島根県中山間地域活性化基本条例施行規則（平成11年島根県規則第22号）第2条に規定する区域において、再編（今後の地域のニーズを見据えて必要な定員数や

施設の規模を見直すことをいう。以下同じ)の対象地域における入所施設数が減少し、かつ再編後の定員数が再編前の8割以下となる場合は、次の事業を交付の対象とする。

なお、第1号において「施設整備」とは、次の表の整備区分に掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
改築	以下のア又はイの要件を満たす既存施設について改築を行うこと。 ア 昭和56年5月31日までに着工された施設（旧耐震基準の施設） イ 以下の要件を全て満たすこと。 (ア)施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において30年を経過したもの (イ)「老朽民間社会福祉施設の整備について」（平成17年10月5日付け社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙2に定めるところにより算定して得た現存率が70%以下のもの
大規模修繕	本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次のいずれかに該当する整備をすること。 (1)一定年数（おおむね10年以上とする。以下同じ）を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事 (2)一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 (3)気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事 (4)居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事 (5)消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備 (6)県又は市町が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等 (7)施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等施設等の基盤整備を図るための改修工事 (8)特に必要と認められる上記に準ずる工事

(1) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（定員30人以上）の施設整備（ユニット型施設を基本としつつ、地域で検討し必要性があると判断された場合には、プライバシーに配慮した構造とする多床室型施設も対象とする。）

2 前項に規定する事業は、次の要件を満たさなければ、交付の対象としないものとする。

- (1) 事業者及び市町村（保険者）や地域関係者を含む協議体による検討を経たうえで、市町村による「再編計画」の策定を行うこと。
- (2) 市町村（保険者）が策定する介護保険事業計画と整合していること。
- (3) 介護ロボット・ICTの導入等により業務効率化に取り組んでいる又は今後取り組む予定である。

- (4) しまね福祉・介護人材育成宣言事業所制度による宣言を行っていること。

(補助金交付の対象外)

第4条 この補助金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第5条 第3条第1号及び第2号並びに第3条の2第1項第1号に規定する事業の補助金の交付額については、別表の第5欄に定める対象経費の実支出額の合計額と第4欄に定める基準額に第3欄に定める単位を乗じて得た額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額とする。ただし、整備区分創設で、既存建物を活用し、新たに施設を整備する場合は、別表の第5欄に定める対象経費の実支出額の合計額に1/2を乗じて得た額と第4欄に定める基準額に第3欄に定める単位を乗じて得た額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額とする。なお、交付額に100,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 第3条第3号に規定する事業については、別表の第5欄に定める対象経費の実支出額の合計額と同表の第4欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額に3/4を乗じて得た額とする。なお、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 第3条の2第1項第1号に規定する事業のうち整備区分大規模修繕に係る補助金の交付額については、対象経費の実支出額（ユニット型施設については、ユニット以外の部分に係るものに限る。）に1/2を乗じて得た額を上限とする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容のうち次に掲げる事項を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は利用定員
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (6) 知事の承認を受けて財産の処分をすることにより収入があった場合には、その収入の一部又は全部を県に納付させることがある。納付金の額等については、「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分について」（平成 20 年 4 月 17 日老企第 0417001 号）に準じて行うものとする。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第 7 号により速やかに知事に報告しなければならない。
なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の一部又は全部を県に納付させることがある。
- (9) 事業を行うために請負その他契約を締結しようとする場合は、「社会福祉施設等施設整備に関する契約事務取扱要領」によらなければならない。
- (10) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。
- (11) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (12) この補助金に係る対象経費と重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

(申請手続)

第 7 条 補助金の交付の申請は、様式第 1 号による交付申請書を知事が別に定める日までに提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第 8 条 補助金の交付決定後の事情の変更により、第 6 条第 1 号から第 4 号までに規定する知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ様式第 2 号による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(着工及び進捗状況報告)

第 9 条 工事に着工したときは、様式第 4 号により、着工後 5 日以内に知事に報告しなければならない。

2 工事の進捗状況について、様式第 5 号により、12 月末現在の状況を翌年 1 月 10 日までに知事に報告しなければならない。

(事業実績報告書)

第 10 条 事業が完了したときは、事業完了後 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、様式第 3 号による事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 11 条 この補助金は、精算交付とする。ただし、知事が必要と認めるときは、予算の範囲内において概算交付することができる。

2 前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、様式第 6 号による請求書を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は平成 18 年 6 月 19 日から施行し、18 年度の事業に適用する。

附 則

この要綱の制定前に交付した補助金については、なお従前の例による。

附 則

平成 2 年 4 月 1 日付け「島根県老人福祉施設整備費負担（補助）金交付要綱」は廃止する。

附 則

改正後の要綱は平成 19 年 3 月 7 日から施行し、18 年度の事業に適用する。

附 則

改正後の要綱は平成 19 年 4 月 1 日から施行し、19 年度の事業に適用する。

附 則

改正後の要綱は平成 20 年 4 月 1 日から施行し、20 年度の事業に適用する。

附 則

改正後の要綱は平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は平成 26 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は平成 27 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は平成 29 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は平成 30 年 7 月 6 日から施行し、30 年度の事業から適用する。

附 則

改正後の要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は令和 6 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は令和 7 年 8 月 25 日から施行し、令和 7 年度の事業から適用する。

(別 表)

1 区分	2 施設種別	3 単位	4 基準額					5 対象経費
			創 設	増 築	改 築	改 修	大規模修繕	
第3条第1号及び第2号に規定する事業	養護老人ホーム	定員数	2,475千円	2,475千円	3,093千円	—	—	第3条第1号及び第2号の施設整備に必要な工事費又は工事請負費（第4条に規定する費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計管理料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。
	特別養護老人ホーム	定員数	2,250千円	2,250千円	2,700千円	1,125千円	—	）。ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	ショートステイ用居室	定員数	2,250千円	2,250千円	2,250千円	—	—	
第3条第3号に規定する事業	—	—	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱の別表の第1欄に定める額				—	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱の別表の第2欄に定める経費

第3条の2 第1号に規定する事業	特別養護老人 ホーム	定員数	—	—	3,240千円 但し、再 編後の定 員数が再 編前の7割 以下とな る場合は 3,510千円	—	1,330千円	第3条の2第1項 第1号の施設整備 に必要な工事費又 は工事請負費（第 4条に規定する費 用を除く。）及び 工事事務費（工事 施工のため直接必 要な事務に要する 費用であって、旅 費、消耗品費、通 信運搬費、印刷製 本費及び設計管理 料等をいい、その 額は、工事費又は 工事請負費の2. 6%に相当する額 を限度額とする。 ）。ただし、別の 補助金等において 別途補助対象とす る費用を除き、工 事費又は工事請負 費には、これと同 等と認められる委 託費、分担金及び 適当と認められる 購入費等を含む。
---------------------	---------------	-----	---	---	---	---	---------	--